

## 金融庁予算監視・効率化チーム設置要領

金融庁は、「予算監視・効率化チームに関する指針」（平成 22 年 3 月 31 日内閣官房国家戦略室）等を踏まえ、金融庁予算監視・効率化チーム設置要領を次のとおり定める。

（注）金融庁予算監視・効率化チームについては、平成 22 年 2 月 26 日に設置済み。

### 1. 金融庁予算監視・効率化チーム

- (1) 金融庁は、予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上を図るため、金融庁予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）を設置する。
- (2) チームは、次の業務を行う。
  - ① 予算執行計画の策定
  - ② 予算執行計画の進捗管理と自己評価の実施
  - ③ 予算執行上の重要な決定についての事前審査
  - ④ 行政事業レビュー
  - ⑤ 予算執行に関する国民の声の受け付け・対応、改善への取り組み
  - ⑥ 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取り組み
  - ⑦ 取り組み結果の予算要求への反映
  - ⑧ 予算執行の情報開示の充実
- (3) チームの構成は別添 1 のとおりとする。
- (4) チームリーダー、サブリーダー及び事務局長は、必要に応じ、別添 1 に掲げる職員以外の職員をチーム会合に出席させることができる。

### 2. 外部有識者

- (1) チームには、外部有識者が参加する。外部有識者は複数名とし、別添 1 のとおりとする。

- (2) 外部有識者は、次の観点から、チームに助言を行う。
  - ① チーム等による予算執行に係るモニタリング・評価機能や牽制機能、取組みの推進機能等が適切かつ十分に発揮されているか。
  - ② 金融庁全体として予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上が不断に図られているか。
- (3) 外部有識者の任期は1年とし、再任することを妨げない。

### 3. チームの定例会合等

- (1) チームは、チームリーダー参加の下、四半期に1回、定例会合を開催する。原則として、定例会合にはチームの構成員たる外部有識者が参加する。
- (2) チームリーダーは、必要に応じ、臨時会合を開催することができる。

### 4. 予算監視・効率化推進グループ

- (1) チームの下に、取組みの推進機能を十分発揮できる実務組織として、金融庁予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）を設置する。
- (2) グループは、予算執行計画や各種改善策の立案、同計画の進捗状況等の取りまとめ、チーム会合の設営、予算執行上の重要な調達についての事前審査や行政事業レビューに関する事務、国民の声等への対応、情報開示に係る対応等、予算監視・効率化の取組み推進に係る実務を担う。
- (3) グループの構成は、別添2のとおりとする。
- (4) グループリーダーは、必要に応じ、別添2に掲げる職員以外の職員をグループ会合に出席させることができる。

### 5. その他

- (1) 本設置要領の変更は、チームの承認を必要とする。
- (2) チーム及びグループの庶務は、総務企画局総務課管理室において処理する。
- (3) 本設置要領に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーが定める。